

# EMS 用機器等システム設置助成金交付要綱

社団法人 佐賀県トラック協会

## (事業趣旨)

第1条 この要綱は、(社)佐賀県トラック協会(以下「佐ト協」という。)が行う、デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー等システム設置に対する助成金(以下「助成金」という。)の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

「EMS 用機器等システム」(以下「装置」という。)とは、運行データをコンピュータで分析し安全運行や省燃費等運行管理をサポートするシステム装置をいう。

## (助成対象)

第3条 助成の対象は、装置を新たに購入してシステムを設置する佐ト協会員事業者(以下「事業者」という。)に対して助成を行うものとする。

## (助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、装置を設置した1事業所あたり50,000円を限度とし、1事業者あたり1台を限度とする。

但し、予算の執行状況を勘案して増減することが出来るものとする。

なお、対象期間内に予算額に達した場合は、助成を終了することができる。

2 前項の価格には消費税を含めない。

## (装置の設置)

第5条 助成金の対象となる装置は、原則当該助成金の交付を申請する日の属する当該年度の2月末日までに設置を完了し、支払いが終了するものでなければならない。

## (助成金の交付申請)

第6条 事業者は、装着完了後速やかに、様式1の「EMS 用機器等システム設置実績報告書」(助成金交付請求書)により、佐ト協に申請するものとする。

## (助成金請求書の提出期限)

第7条 助成金請求書の提出期限は、原則として当該年度の2月末日までとする。

## (助成金の交付)

第8条 佐ト協は、前条の助成金交付請求書の提出があったときは、速やかにその報告書を審査し、その報告に係る事業の実績結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、事業者に対して、助成金を交付する。

## (交付決定の取消しと助成金の返還)

第9条 事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した機器を管理しなければならない。

- 2 事業者又は交付の対象となった機器が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、佐ト協は当該車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 助成金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。
  - (2) 差し押さえ又は競売等により当該機器が使用できなくなったとき。
  - (3) 事業者が当該年度中に佐ト協を退会したとき。
- 3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に事業者へ交付されているときは、佐ト協は、事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができる。

#### (財産の処分の制限)

- 第10条 事業者は、交付対象となった装置が1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ佐ト協の承認を得た場合はこの限りではない。
- 2 事業者は前項による処分が行われたときは、佐ト協へ報告しなければならない。

#### (報告)

- 第11条 佐ト協は、事業者が行う第3条第1項の助成等に関して、必要な報告を求めることができる。

#### (附則)

事業者は、佐賀県運輸事業振興助成交付金交付要綱第5条の規定に従い、本助成金に関する書類を、5年間責任を持って保存すること。

本要綱は、当該年度の4月1日に遡って適用する。